

第3回中期的な展望に立った新しい海岸保全の進め方検討会
平成14年8月2日(金)

○定刻となりましたので、中期的な展望に立った新しい海岸保全の進め方検討会を始めさせていただきます。

委員会の先生方には、大変お忙しいところ、また、暑い中、ご出席いただきましてありがとうございます。

今回、初めて小幡純子上智大学法学部教授にご出席いただきましたので、まずご紹介いたします。

○どうもすみません。いつも欠席してしまして、失礼いたします。

○委員の先生方で、喜多委員、清野委員、肥田野委員の3人の方々、ちょっとおくれるというご連絡をいただいております。

私ども事務局のほうの事情でございますが、7月16日付での異動等がございましたので、ご紹介をさせていただきます。

まず、7月16日に国土交通省河川局長が交代いたしました。

○よろしく願いいたします。

○同じく、港湾局海岸・防災課長が就任されております。

○よろしく願いいたします。

○8月1日に水産庁防災漁村課長が交代されております。

○よろしく願いいたします。

○では、議題に入ります前に、私のほうから資料の確認をさせていただきます。

本日の資料といたしまして、議事次第の紙が1枚、それと、中期的な展望に立った新しい海岸保全の進め方検討会委員名簿、その後、資料3-1「第2回検討会の論点の整理」、資料3-2「中期的な展望に立った新しい海岸保全の進め方(案)」、資料3-3「政策目標の達成に向けた主要な留意事項」、資料3-4といたしまして「アウトカム指標について」というものを用意してございます。

あと、委員の方々のほうには、参考資料という形で、後ほどパブリックコメントの説明として、プロジェクターで示すものの一部をお手元に印刷したものをお届けしてございます。不足がございましたら、事務局までお申しつけください。

それでは、この後の議事進行を座長にお願いしたいと思います。よろしく願いいたします。

○それでは、大変暑いところ、皆様、お集まりくださいましてありがとうございます。

きょうは第3回になるわけでございますけれども、本日の議題は2つありまして、1つは中期的な展望に立った新しい海岸保全の進め方(案)につきまして、まず事務局からご説明いただいて、その後で皆さんのご意見を承りたいと思っております。

それでは、説明をお願いしたいと思います。どうぞよろしく。

○それでは、事務局のほうから、最初の議題につきましてご説明をさせていただきたいと思っております。

この議題のほうでございますけれども、前回、前々回の中でも本文という形でお示しさせていただいていた中で、いろいろご議論いただきました結果を一応取りまとめさせていただきまして、本日ご説明させていただくということでございます。

また、冒頭でございますけれども、前段の目次の構成を今回少し変えてございます。先ほどお手元のほうにお配りしました、3-1の資料の一番後でございますけれども、前回の検討会の時点の目次構成と、今回、中間とりまとめということで、案という形で示させていただきました目次等を並べてございます。

これを少し説明させていただいて、その後、具体的な内容のほうに入ってまいりたいと考えてございます。

まず、「はじめに」の部分でございますが、2番のところに、当初でございますが、中期計画に求められる性格というような表題でまとめてございました。内容につきましては、中期計画の必要性とか、その策定に当たりましての配慮すべき事項ということでまとめていたものでございますが、中期計画、長期的な計画に対しまして、現在いろいろとご議論がある状況でもございますし、また、第1回、第2回検討会のご意見の中で、やはり5年程度の期間で緊急的に必要量を把握していく、そういうような中期的な計画は必要であるというようなご意見もいただいています。そういうものを踏まえまして、中期計画の必要性ということの一つ項目としてまとめてございます。

その残りの策定に当たっての配慮事項につきましては、3という形で分けて、今回はまとめさせていただいております。

それから4番のところでございますけれども、中期計画の構成のところですが、研究会の報告書ということでございますので、本報告書の構成という名前に改めさせていただいております。こういうところが「はじめに」の部分の目次構成を変えた部分でございます。

それから、第1章でございますが、前回、海岸保全に関する基本的な指針というような表題をつけさせていただきまして、この1.1の前に、前書きとしまして、海岸に関する現状とか課題を前文という形で記載させていただきまして、その後、それに基づいた基本理念、それから国と地方の役割というような構成になってございます。現状を認識する、また課題を認識することは非常に重要なことでございますし、ほかの章立ての中で、前文を持っているところはこの第1章しかございませんので、目次上の構成のバランスということで、この前文を、今回、第1章の海岸に関する現状と課題という形で、1つの章として章立てを行ってございます。

前回の1.1、1.2に該当する部分につきましては、海岸保全に関する基本的理念ということで、第2章に回させていただいてございます。

第3章につきましては、前回の第2章にも該当する部分でございますが、政策目標に関する章立てでございまして、この部分につきましては、特に目次の構成を大きく変えるようなことはしてございません。

それから、第4章でございますが、前回、第3章「海岸保全を進めるにあたっての重要事項」というような表記をさせていただいているところでございます。内容的には、第3章の政策目標を達成するための方策をまとめている部分でございますが、重要事項ということで、方策だけではなくて、例えば第3章にあります政策目標の達成、基本理念にかかわるようなものを包含するような表現になってございまして、第3章と第4章の仕分けがあいまいな部分がございましたので、今回、政策目標達成に向けた主要な留意事項ということで、第3章の政策目標と仕分けをさせていただいたということでございます。

目次構成につきましては、以上のような形で、基本的には前回のものを踏襲してございますが、仕分けのあいまいなところを少し整理させていただいたということで、4章立てという形に変更させていただきたいと思っております。

それでは、具体的に、前回、前々回いただいたご意見をもとに、資料の3-2に従いまして、修正または追加をした部分を中心にご説明させていただきたいと考えております。

まず、「はじめに」の部分でございますが、めくっていただきまして、3ページ目の本報告書の構成部分でございますが、一番最後のところ、「なお」以下のところを追加させていただいています。これは、今回の検討会の報告書と、それからまた、その後、私ども行政のほうで策定を進めてまいります中期の計画との仕分けを少し整理させていただいたということでございます。

第1回、第2回の検討会の中で、中期計画の具体的な数字の意味ということについてのご意見がございました。国民に約束するというような意味を持つものなのか、単なるガイドラインとしての目標なのかというご意見がございまして、これに対しまして、財政的な額を持って、責任を持った数字として、これからの作業の中で決めてまいりたいというようなご説明を申し上げたわけですが、これらの数字を決めていく作業というのは、実は行政の中で行う形の作業でございまして、検討会でのご検討との関係が、少しあいまいな部分でございましたので、ここで再整理をさせていただきます、この報告書の位置づけというものを、この「なお」のところ少しははっきりさせていただいたところがございます。

具体的に中期計画の目標を決めていく場合につきまして、やはり予算というような制約がございまして、予算の制約のもとに、責任ある数字を確定していく作業ということでございます。先ほども申しましたけれども、こういうような作業につきましては、やはり行政の責任の範疇と考えられるということでございます。ただ、その数字を当てはめていく、全体的なこれからの海岸保全の進め方の枠組み自体につきましては、やはりこの検討会の中でご検討いただいたものを受けて、その枠組みの中に具体的な数字を落とし込むという作業になりますので、この検討会は、その枠組みをつくっていただくというような趣旨ということを、「なお」以下の部分でございまして、明示させていただいたところでございます。

具体的には、後ほどまた見ていただきますけれども、8ページ、9ページのところでございますが、具体的な数字が入ります目標値のところでございますが、長期的目標、それから現状につきましては、それぞれの数字が入ってくるわけですが、中期的目標のところにつきましては、やはり予算との関係がございまして、報告書としましては、この丸がついているままでまとめられるのかなど。それを受けて、行政のほうで、丸の中の数字を、予算との兼ね合いの中で、枠が決まった後、記入していくのは最後になってくるかなというふうに考えているところであります。

「はじめに」の部分につきましては、特に変更いたしているのはこの部分でございます。

それから、第1章、第2章の部分でございますが、この部分につきましては、先ほど目次構成のところでご説明をさせていただきましたように、前回までは1つの章としてまとめてございましたけれども、現状と課題というものははっきり認識するべく、章立てを行ったところで、2つに分けてございます。内容的には、今回、1番のものを追加させていただくわけですが、基本的に前回と同じような状況になってございます。

それから、第3章のアウトカム指標のところでございますが、これにつきまして、前回ご議論があったところでございますが、ご意見をちょうだいしまして、当方の事務局のほうで整理したものをご説明させていただきたいと思っております。

前回の検討会の中で、アウトカム指標につきましてご意見が出ております。主だったものでございますが、お手元の説明資料の3-4でございますが、プロジェクターのほうにお示しをしておりますので、こちらのほうに従って説明をさせていただきたいと思っております。

前回の検討会の中で、アウトカム指標についてのご意見がございまして、幾つかございまして、主なご意見としましては、1つとしましては、特に環境分野のアウトカム指標に当たりましては、評価主体がだれかということ、それから評価の基準は何であるかということ、アウトカム指標を示すという以上、説明責任を果たす観点から、明らかにしていく必要があるのではないかとご意見をいただいているところでございます。

それから、2番目でございまして、前回、特に砂浜を例としまして、環境分野のアウトカム指標については、環境の場を示す指標を報告書の中では示しているわけですが、これは、本来的には環境そのもの、生物の多様性などを示す指標を用いるべきではないかというようなご意見が出てございま

した。

それから3つ目としまして、環境の分野につきましては、防護、それから利用という面に比べますと、人間が実施すること、また施策と、それに対しましての目標とかアウトカムとの関係が、第1にちゃんとわかっていない分野であるということをごさしまして、砂浜のような環境に対するインフラをつくったときに、どのぐらいのところまでが環境に期待できるのかという、現況をきちっとこれから押さえておかなければならない。それが現状ではなかなか十分ではないという状況下では、例えば2段階で説明をしていく必要があるのではないかというようなご意見をいただいています。

それから、砂浜だけではなくて、珊瑚礁とか岩礁、それから干潟をアウトカム指標として追加することができないかというような主なご意見をいただいているところをごさしまして、これに対しまして、事務局として検討させていただきました結果をこれからご説明させていただきたいと思っています。

画面のほうを見ていただきまして、まず環境のアウトカムとして、砂浜を対象としました理由をごさしますけれども、まだ全国の海岸環境の状況につきましては、岩礁、砂浜、それから干潟等、非常に多様な状況をごさします。また、そこに生息する生物につきましても、多様性を持っているということをごさしまして、これらのものは、直接的に示していく指標というのは重要であるということは、我々も認識しているところをごさします。

また一方、これらの生物というのは、非常に多様性を持っている。また、場との関係をごさしますので、地域の特徴が非常に大きく反映されている性格であるということも考えられるというところをごさします。

一方で、説明責任ということで、今回、中期計画の中にアウトカム指標というものを取り入れようとした考えをごさしますけど、全国的な視点から、今後、皆さん方に数量的なものとして示していきたいというふうに考えているところをごさします。

そこで、指標として選定できるものがだんだん絞り込まれていくというような状況になっているわけをごさしますが、まず、生物の多様性を示す指標につきましては、全国的な定量化の可能な指標があるかどうか等につきまして、前回の検討会以降、関係のところにご相談をいたしましたけど、まだ研究の対象状況になってございまして、1つの指標として実用の段階にまだまだ達していないというようなところをごさしました。

また、海岸事業としまして、何らかの整備によってアウトカムを向上させていくことも中期計画の指標としての役割であると考えているわけをごさしますが、目標値としての、そういうようなことが取り扱えるものが、これらのいろいろな場の中から、どういうものがあるかということをごさしますが、これらの整備手法を持っているものについても、砂浜の造成みたいなものは海岸事業の中では承知してございまして、藻場、干潟につきましては、具体的な整備手法はこれからというような状況をごさします。データの状況、それから整備手法の状況等を勘案しまして、今回につきましては、砂浜を全部的な指標として、アウトカムの対象にするということで、絞ったということをごさします。この欄の中で、ここの色をつけているところをごさしますけれども、そういうような内容をこの部分で示させていただいたというところをごさします。

それで、今回、アウトカムを先ほどの理由で絞ったわけをごさしますが、もう一つのご意見をごさしました。環境の場を示す。今回の場合、具体的には砂浜の延長とか面積を示しているわけをごさしまして、環境そのものをその中で示しているわけではないということをごさします。直接的に環境の状況を示す具体的な指標等が、実用的なものがあれば、それをとりつぎたいということをごさしますが、先ほどのような、ご説明申し上げましたように、実用的なものが現在研究段階というところをごさしまして、この中で、例えばウミガメに関しましては、一定の浜の幅がありますと、上陸して子供を産むのがだんだん増えてくる。狭い場合については、回避するというような研究成果もございまして。

また一方で、これは植生との関係がございませけれども、砂浜の幅がだんだん広がっていけば、植生の存在率も広がっていくということございまして、砂浜の場の広さ、大きさと、それから、まだ未開発がございまして、環境の状況を示す指標との関係には、正の相関関係があるだろうと、推定ではございますが、1つのご意見がございました、2段階推定のような説明の仕方として、今回、この砂浜の環境の場を示すことによって、環境の改善の状況等も示すことができるのだろうという考えに基づきまして、環境の場を環境のアウトカムとして採用したということでございます。

ちょっと小さくて申しわけございませんが、前回、特に砂浜の部分がご議論になりましたけれども、砂浜以外の部分につきましても、環境、それから事業に関するものにつきましても、具体的には、先ほどの砂浜と同じような2段階の推定の中で、それぞれの改善の状況を示していくアウトカムの用い方をしているというところでございます。

一方、安全等と関係します政策目標の1のほうにつきましては、こちらについては、人間の働きかけと、それに対する目標とが1対1に対応するということございまして、また、各海岸管理者が、日常の業務の中で、そういう状況を全国的に同じようなレベルでつかんでいるということがございまして、一定の言葉の定義を統一させていただきまして、各海岸管理者が持っている安全等に関する数字を、積み上げたものを、安全に関するほうのアウトカム指標という形でまとめているという状況でございます。

環境利用に関しますアウトカム指標に関しましては、先ほどのようなことで、幾つかの制約条件、また、まだまだこれから管理していかなければならないというような課題がございまして、これについては、今後、我々としましても問題意識を持っているところございまして、これらを改善するために、モニタリング、それからデータの蓄積、特にデータの蓄積に関しましては、行政が中心ではなくて、各地域で環境に関しまして活動されています地域の住民の方とか、NPOの方で活動をやられているデータ等も多数あるというところでございます。これらの方々とネットワークを構築することによりまして、行政機関だけではなくて、いろいろな方から、海岸保全の環境とか、利用に関する情報を集めることによって精度を高める、また、全国的にも出し入れができるというようなことになろうと考えております。こういうことを通しながら、アウトカム指標の改良に努めていきたいということございまして、第4章の調査研究の中に、そういうことを記載させていただきまして、今後の研究課題ということで明示をさせていただいているということでございます。

以上、アウトカム指標についてのご意見に対しまして、事務局として、今回の扱い方について、前回、説明が足りない部分もございましたので、追加的に説明をさせていただいたところでございます。

それから、同じく3章の7ページ、それから8ページのところを見ていただければと思います。前回、この目標値のところ、最終目標値という表記を使ってございました。先ほどのように、アウトカム指標、項目によりましては2段階の推定で行っているという部分もございまして、また、今後、研究の状況、それから価値観の変化等によりまして数字が変わってくる、こちらの状況が変わってくるという可能性がございまして、現在積み上げた数字というのは、現時点で積み上げた数字であるというような注釈が必要になってくるわけでありまして。前回、最終目標というような表記を使ってございましたが、こういうような表記でございますと、既に値が一つ決まってしまうというようなニュアンスが非常に強いので、現時点で集計したという、この数字の正確を示すために、長期目標ということで、少し長い期間の中で目標にするものというような表記に変えさせていただいているところでございます。長期的な目標という意味でございまして、中期計画以外に長期的な計画があつて、その目標値という意味での長期目標でございまして、将来的な目標という意味合いの長期目標というような表現に、すべて報告書のあれとしましては変えさせていただいたということでございます。

第3章につきましては、特に大きく変更いたしましたのは、以上のとおりでございます。

あと、12ページ以降につきましては、これは前回の説明、また、個別のアウトカムの構成と考え方につきましては、説明資料等で説明させていただいたものをそのまま記載してございますので、この部分についての説明は割愛をさせていただきたいと考えます。

それから、第4章につきましては、これにつきましては、構成を少し入れかえたり、また、重複している部分につきましては、やや混乱している部分がございますので、小見出しをつける形で、少し編集を行ってございます。これにつきましても、ご意見等を踏まえまして修正をさせていただいたところを中心に説明をさせていただきたいと考えます。

4. 1の広域的・総合的な視点からの取り組みの中で、(1)のハード・ソフト一体となった総合的な防災体制の確立につきましては、これは前回と同様でございます。

(2)の総合的な土砂管理対策の推進の部分でございますが、ここについてのご意見は、前回の中で、国のほうの堆積した土砂の有効活用など、各関係機関と協調して制度的に確立をして、もう少し有効に使っていくような形を出して、進めていってほしいというご意見がございまして、文章の中に「関係する機関との連携」という言葉を新たに追加をさせていただきまして、そのようなご意見を反映させていただいているところでございます。

それから、(3)の海岸及びその周辺で行われております様々な施策との連携の部分でございますが、海岸の持つ役割、また効用としまして、健康の増進、それから観光の振興という点があるということでございますので、この部分につきましては、それぞれ、健康の増進、それから観光振興への寄与。そのためいろいろな周辺の施策と連携をしていくというようなことで、具体的に記述をさせていただいているところでございます。

それから、26ページのほうにまいります、(2)番の地域が主体となった海岸における活動への支援ということでございます。これにつきましては、前回の検討会の中で、こういう活動を進めていく上で、財政的な支援というものも含めて、あり方を記述していくべきではないでしょうかということがございました。また、河川審議会の中で、そういうようなご議論もされているので、そういった結果等も見て、反映できるものというような、このようなご意見もあつたかと思っております。

河川審議会のほうで、「河川における市民団体との連携方策のあり方について」という答申が出てございます。この中では、財政的な面も含めて、まだまだ欧米の市民団体等の活動に比べますと、我が国の状況というのは、まだ財政等が確立されていない。最もすぐれた連携のデータはすぐに確立されるものではないのですけれども、よりよい形に着実に進めていくためには、できることからやっていきましょうというような関係でございまして、また、実施例がないからといってやらないのではなくて、やはり試行的にどんどんやっていきましょうというような内容が、その審議会の答申の中でまとめられてございます。

いずれにしても、今これからというところでございまして、状況をフォローアップしながら、よくご相談しながら進めていくということがその審議会の趣旨だということに解釈させていただきまして、その趣旨を、これからは、これらの方々との積極的な参加が図られるように、支援していくことが必要であるというような文言として追加をさせていただいたところでございます。

また、前回の検討会の中で、「愛護活動」という言葉がございまして、実際に地域の中で活動されている方にとって、愛護活動という言葉は使っていないというようなことで、実態に合わないというようなご意見をいただいております。これにつきましては、活動されている方の立場からということで、海岸を大切にする活動というような記述のほうに改めさせていただきまして、記載を変更させていただいているところでございます。

同じく26ページの(4)番の地域特性に応じたルールづくりのほうでございますが、これにつきまして、前回の検討会の中では、行政ばかりでつくるのではなくて、活動されている民間企業、それから住民団体、NPOの方も、そのルールづくりに参画が必要であろうというようなご意見をいただいております。記述のほうとしまして、地域住民やNPO等の活動との連携のもとというのが発生してくるというような記述を追加報告させていただいているところでございます。

それから、27ページの各種調査研究の充実のところでございますが、これにつきましては、幾つか大きなテーマのところでございます。その中で、特に大きなものでございますが、保険制度、それから土地利用の調整など、しかも従来の手法ではないものとの組み合わせについて、政策目標の中に書き込むようなことが必要ではないかというご意見をいただいたところでございます。

また、保険制度につきましては、アメリカ等諸外国の保険制度についての研究があるというご意見もいただいております。その研究の内容を少し確認した上で、反映できるものというようなご意見をいただいております。これは先ほどと同じような河川審議会の中で、流域での対応を含む効果的な治水のあり方というご検討がなされてございます。

この報告の中では、洪水保険につきまして、諸外国の制度調査は実施されてございますが、最終的な報告書の中には記載がされていないというところでございまして、ただ参考資料としての扱いになってございます。これもまだまだこれから調査研究の対象というようなことも考えてございます。ただ、ご指摘もございましたので、具体的にこの調査研究の充実の中で、保険制度も含めての検討を進めていく。総合的な調査研究を進めていくということで、土地利用の調整とあわせて、保険制度ということを項目として記載させていただいたということでございます。

それから、これからの情報に関係しますご意見もいただいております。これらにつきましては、後ほどちょっと、前回の資料では少しわかりにくいところがございましたので、やはりネットワークというものを中心に考えていく必要があらうかなというような記載をさせていただいたところでございます。

主立った変更とか、言葉で申しわけございませんが、説明をさせていただきました。具体的に、イメージとしましては、資料のほうに各項目ごとまとめてございますので、その資料を使ってご説明をさせていただきたいと思っております。

これは、先ほど申し上げました、幾つかの項目を、これも前回と同じような項目立てでございまして、大きく4つのものに分解して、それぞれ小項目立てをしているところでございます。

これがまず、ハード・ソフトのところでございます。これは前回のものと一体的なものでございまして、特に基礎的な情報の部分が、少し情報面とかからしますと、前回抜けてございましたので、そこを追加させていただきました。ハードとソフトの組み合わせによりまして、施設だけでは対応できないものについても、避難体制等を確立して、少しでも安定した数字をつくるというような説明資料にさせていただいているわけでありまして。

それから、総合的な土砂管理のほうにつきましても、これも前回と同じような形でつくらせていただいております。特に、前回のご指摘の中では、費用対効果。1つの事業ではなくて、幾つかの事業を連携しますので、費用対効果の研究が必要ではないかというようなご指摘もいただいております。この部分につきましては、先ほどの調査研究の中に、具体的に広域的な土砂管理のものについての手法開発のような話でも記載を追加させていただいているというところでございます。

流木等の漂着問題の対応につきましては、実際に緊急的に流木の除去を実施するような制度を持ってございますが、その実施率等を資料の中に記載をさせていただいたということでございます。

それから、海岸の周辺で行われるさまざまな施策との連携でございまして、これは例示を挙げさせてい

いただきました。前回は少しばらばらになってございましたので、1枚のこの説明資料の中に、それぞれ、各省庁と連携のところが中心になってございますが、具体例を挙げさせていただいているところがございます。

それから、生物の生息生育環境と調和した海岸づくりでございます。これも実際にNPOの方々と一緒にモニターングをすとか、計画の段階から住民の方が参画していただいたとか、また、清掃活動ということで、各段階での連携が必要である。実際にそういうものもさせていただいているところが参考事例となって、だんだん広めていく必要があるというような内容を先ほどさせていただいたところがございます。

愛護活動ということで、ちょっと表記を変えさせていただきました。行政としましては、こういうような海岸における活動を支援していくということでございまして、例を示させていただきました。今回についても、同様に、実際に行われているものを説明資料として踏襲をさせていただくと、こういうところがございます。

それから、地域特性に応じた海岸利用のルールづくりにつきましては、国、行政、それから、それぞれの地域の皆さん方、それぞれの立場から活動できるということでございまして、制度的には、市町村長さんへの海岸制度を、地元の慣習によりまして拡充したというような制度面のものと、それから具体的な参画の状況について、あわせて記載をさせていただいたということでございます。

それから、支援の取り組みのほうでございますが、実際に行政と、それから地域の皆さん方とうまく連携をしている例示を、今回と同じような例示でございますけれども、追加させていただいているところがございます。

それから、情報に関するものでございますが、国、地方公共団体、それから地域の皆さん方、それぞれの団体が持っている情報というのは、それぞれの特性に応じて少し分野が違っているのかなと思えますが、全国をリンクすることによって、お互いに補完ができるということでございますし、全く新しいネットワークの情報をつくり上げていくのは、相当時間も費用もかかりますので、既存のこういうお持ちになっている情報をいかに重ね合わせて、うまく使っていくかというような仕組みが大切だろうということを例示させていただいております。

これは前回も記載させていただきました、新たな問題につきまして、地球温暖化、海面上昇の問題を例示させていただいているところがございます。

それから、事業の進め方としまして、重点的・効率的なものを進めていく必要があります。もう一つの例としまして、リサイクル・リユースによりますコストの縮減。それによりまして、環境等にも資する事業を進めている状況でございまして、これらのものを例として示させていただいているところがございます。

4章の説明は以上でございますが、先ほど3章の説明の中で、少し落としているところがございます。8ページ、9ページのところに政策目標の体系を示してございます。前回は、初めのところ、中期目標、それから現状につきましては精査をしている最中ということで、具体的な数字は提示をさせていただくことができませんでした。その集計作業が終わりましたので、現状と長期目標につきまして、具体的にそれぞれの項目について数字を記載させていただいているというふうな構造状況になっているところがございます。

以上、本文のところが中心になって申しわけございましたが、前回のご議論を踏まえた上で修正を行ってまいりまして、内容の充実を図った点を中心に説明させていただきました。前回の部分を含めて、これを中間的な形として、ご議論の上、取りまとめのお願いをするというふうに考えています。

以上でございます。

○長時間、どうもありがとうございました。

前回、皆様からいろいろなお意見をいただいたわけですが、事務局のほうが、今お聞きのとおり、最大限、皆様のご意見を生かすように、相当苦心をなされたところでもあります。よくごらんになりまして、いろいろな問題点はまだあるかもしれませんが、そういった問題を含めて、ひとつご意見、ご質問をいただきたいと思います。どなたからでも結構ですので、ご意見がございましたら、どうぞお出しください。

○すいません、資料の3-2の21ページですけれども、うちの海岸を出ささせていただいておりますが、静岡県熱海市でありますので、よろしくをお願いします。

○申しわけございません、修正させていただきます。

○よろしいですか。

○はい、どうぞ。

○環境のアウトカム指標として、砂浜をということで、それに比べて干潟の場については、なかなか定量化に向けたものが乏しいというようなご認識なのだと思うのですが、今後、例えばパブリックコメントとかをいただいたときに、一般の多くの人々が今関心あることとか、それから、海洋学だとか、そういう生態学で今問題になっているところは、珊瑚礁と藻場、干潟なのですね。実際の世界的海洋生物学とかの研究で、種の多様性とか、人為的な開発の陰で、どういうふうに変わるかというのは、砂浜というのは一番おくられていると言ってもいいような分野なのです。それにもかかわらず、この推測の中で、一番おくられていると思われるような砂浜を環境の指標としてつくられて、最も関心が高く、かつ研究も進んでいるものを、今後の研究課題というふうにランクを落としているのは、実際にだれのご認識によるものなのでしょうか。

○先ほどちょっとご説明をさせていただいた中で、資料のほうにつきましては、データの集積状況だけしか記載はしてございませんが、もう一つ、今回、我々がまとめをお願いしているのは、1つは海岸事業の中期的な展望、事業としての取り組みというような側面もございまして、実際に海岸事業として対応しているような手法、それを働きかけていく結果として、アウトカムの指標が改善されていくと、変わっていくというものを、事業を推進していく上の目標値として考えたいなというふうに考えているわけでございます。

それで、こちらの資料、後ほどまた説明を申し上げたいと思ったのですが、お手元のほうに用語集をつくってございます。2ページ目を開いていただきますと、こういうような書きとめた資料がございまして、5ページ目あたりに、こういうような、かなりページを。

○海岸とは何かとか、海岸事業とは何かとか、そういうことですね。

○実際に、今回、いろいろアウトカム指標として改善をしていく意向を持っていると。それによって、どういうところにどういうアウトカムの改善がされるかということでございますけれども、海岸事業の場としては、藻場とか干潟が存在したのは確かでございますが、事業の対象目的としていろいろ働きかけた上で変わっているものということになりますと、先ほども資料の中で、藻場、干潟等ございますが、砂浜を道路の面とか環境の面を含めて造成していく、充実していくという形なのですが、そのところについては目標値として扱うことができると考えています。

一方で、藻場、干潟を、海岸事業の中で、目標というか、手法として積極的に取り組んでいくような、現在はその状況になっていないということです。手法の対象になっていないものですから、アウトカムの対象としても、改善の範囲というところが、実は制限がございまして。でも、そういう面からも、またデータの蓄積の状況等からも、あわせて、今回、砂浜に限って、要するにアウトカムの、具体的に数字を示す

ことがアウトカム。それによつては、当然説明責任を果たしていただいたという観点から、砂浜を取り上げさせていただいたと、説明をさせていただいたところでございますが。

○でも、私はまだちょっと納得できないのですよ。ここで納得しなくて、例えばパブリックコメントに出たとしても、よほどその海岸事業というのが、どこしかできない、とかいうことをすごくよく説明しないと一般に理解されづらいでしょう。この委員会の中期的な展望というタイトルは、別に海岸事業の狭い意味での議論の話ではないと私は思うのですよ。逆に、その砂浜、今おっしゃったようなことで、海岸事業の中で非常に扱いやすいものとして整理されているというのであれば、そういうふうにもうしっかり書かないと、多分国民の議論に耐えないと思います。それは大学の研究者なんかはよく言うのですが、研究が必要だ、いつまでも調査すべきだと言っても、現実の対策とか政策では、どこまで行ったらどういふふうに手を打つかということが重要なわけですよ。そのときに、こういった、まるで大学が書くような文章を、今後の調査研究にすべしという、論文の後書きみたいな形で出してしまうということは、じゃ、干潟なんかどこまで研究したら政策指標になるのというのがわからないわけですよ。

だから、今のところをお答えいただくのが難しければ後でご回答下さい。せつかく海岸を4省庁でやっていらっしゃるわけですから協力してやって下さい。例えば港湾のほうでしたら、干潟の研究で、相当その指標化とかもやっていらっしゃるはずですよ。それから、水産庁の水産研究所では、いろいろな海岸生物だとか、磯の生物のことも同様に、そういうスタッフがいるはずですから。再度申し上げますけれども、これだけデータがあって、それでも政策に乗らないというふうに言うには、研究所からレポートを出してください。今、私がちょっと申し上げたいことは、そういうことなので、お考えください。

○研究ベースでの制約性といいますか、その状況という前提で言うと、それは先ほど申し上げましたけれども、施策展開としての実用性みたいなもの、二面性がございますので、その中で、繰り返してご説明という形になると思うのですが、現時点で扱っていくことができるものは、我々とすれば、砂浜にならざるを得ないのかなあという。

○だって、生態学の人を読んだら、知見の多さで言えば全然逆だっていうことになっちゃうのですよ。だから、逆にこれだけ大事な、海岸法を変えて2年でしょう、その段階で、それぞれの持つ政策研究所と独法から数字が上がってこなかったら変ではありませんか。政策にフィードバックするためにそういう研究所があるのですよ。だから大学と違うわけね。だから、そういう組織が政策に貢献していないことになっちゃうのですよ。だから、海岸法を変えて行政側がどれだけ努力したのかという、さかのぼってそういう研究所のあり方が問題になっちゃうから、ある程度の目安でもいいから、定量までいなくても、定性でもいいから、整理して載せるべきだと思います。だって河川はそうやってきたじゃないですか。水産庁だって、沿整とかやるときに、海岸周辺の事業を持っていて、いろいろな調査をしているのですよ。海岸自体工事するとどういふふうに生物がなるかってね。

ずっとこの議論をしていて、今ここで再度しても平行線になるので、そのあたりは一層のご努力をお願いしたいと思います。

○ご意見もいただいた上で、第3章の政策目標のところに書くのはまだまだかなあ。ただし、干潟とか藻場の重要性、これからもその必要性等は十分認識しているものですが、その部分について、第4章の、これからの方策のほうが大きなテーマというものを書く部分でございますので、そこにしっかり整理をしていくつもりでもありますし、また、先ほどのような説明の件については、参考資料として、きょう検討会のほうに示させていただきまして、これを第3回の検討会の資料として、当然従来と同じような感じで、公共の採択だけになりましたけれども現時点ではこういう考え方ですということをお伝えすることができれば今の状況は正確にお伝えすることはできるんじゃないかなあと思ってございます。

○それは、非常に難しい根本的な問題を含んでいると思います。パブリックコメントにかけるときに、海岸がカバーする領域、つまり海岸の中期計画がカバーする範囲がどこまであるかをはっきりさせる必要があります。というのは、海岸というのは海と陸のちょうど接点のところなんです。実際、海のほうはどれだけ入るかという、干潮と満潮のときの中間線から50メートルなんです。自然海岸についてはほとんど海の部分は入っていないのです。生物の環境という場合には、海水があつて生物も生育するわけでしょう。その部分については、海岸法は殆どカバーしていないのです。だから、立法的には、将来、いろいろな国でやっているように、沿岸域管理法を制定して海側も含めてきちんと管理すべきですし、陸側のほうも取り込んだ、もっと厚みのある地域を対象とすべきものと思われまます。

そういった意味で、藻場を海の中につくるとしますと、海岸の計画ではっきりした目標値を立てて、一定数の生物をそこで生育しましょうというようなことは言えないわけですよ。それは漁業計画や生態系計画のほうの話になるわけです。これは縦割り行政と縦割制度が残っているからです。

そういうことをちゃんと知らせた上でパブリックコメントをかけないと、確かにおっしゃるようないろいろな誤解が起こってくるのじゃないかという気もするのです。同時に、そこに我々の一つの限界があるということもご承知いただきたいと思ひます。

○私はもちろん沿岸管理の勉強もしております、おっしゃったことも十分承知した上で申し上げていませす。海岸保全施設でリーフを入れたときも、生物相をつぶす話とか、干潟を壊す話とか、やっぱり海岸保全区域の中で、汀線から50メートルであっても、そういうのがあつて、ただ、それが50メートルで生態系が終わっているわけじゃなくて、おっしゃったみたいに、海底も生物もみんなつながっているのですけれども、最低50メートルの中にもそのものは入っております。ただ、その連続性というのが砂浜に比べてよりほかの生態系のものが強いのだということであれば、かなりその認識をはっきり書いておくとか、それから、このパブリックコメントをつくるときに、今、沿岸域の話が出ましたけれども、そういう概念と申しますか、やっぱり自然の連続性に比べて、海岸法は、こういう現状があつて、かつ、それを今後変えられないわけじゃなくて、いろいろ検討も必要であるとか、それを明記していただくということがものすごく重要だと思ひます。

以上です。

○よろしいですか。今の2人のご議論で、私も言われることは非常によくわかるのですが、しかし、例えば生物の多様性からいうと、海岸よりよっぽど別のところが高いわけですね。ですから、費用対効果で整備をほんとうに考えるとすると、そちらのほうはずっと多分効率がいいのじゃないかと思ひます。整備の仕方もちろんいろいろありますけれども。ですから、浜しかないというので、それを手法にするというのは、ある意味では、極端に言う、やりやすいところをやっているのじゃないかというふうに言われかねないのではないかなど。やりやすいという意味は、費用という意味ではなくて、事業としてということになるのかもしれないが。

だから、やっぱりそういうことを勘案した上で、浜のほうがいいというのであれば、もちろんそれはそれで私もよろしいのじゃないかと思ひますけれども、何かもう少しそこがないと、これは別の点でもう1回申し上げたいと思ひますけれども、基本的には、国民にとって、税金を使って事業をやっているわけですから、その何かの目的に対して、それが十分に達成されているかどうか重要で、その目的というのは、国民の福祉向上ということに最終的に行くわけで、その中に今一番重要な環境というのが入ってきて、3本柱の一つのような形で海岸環境が入ってきて、その一部に生物の多様性というのが入っているわけです。ですから、全体から見てきたときに、そこだけ分離して取り上げるというのは、ちょっといかがなものかなという気がするのです。

それから、今までの事業自体、例えば浜でやる事業にしたって、そういうところに影響するわけです。例えば磯とか、そういう非常にインパクトがあるわけですね。だから、浜だけをよくするための設計と、磯とか干潟まで含めたときの設計理念というのは、随分違うのじゃないですかね。だから、もし浜だけに限定してアウトカム指標をつくっちゃうと、浜だけよくすればいいということになりかねないので、全体からいうと、生物の多様性を減らしている可能性もあるかもしれないですね。というようなことに対しての、少なくとも説明責任はあるのじゃないかと思うのですけれども。

ですから、指標がないというよりも、例えばそういうのは環境アセスメント的になりますけれども、他に對する影響、そういう扱いにくいところについても十分考慮した上で、じゃ、浜ということで今回はやるというのであればまだいいと思うのですが、そこだけを指標にして、そこだけ。まあ、こういうことは大変失礼ですけど、目標ができると、皆さんそれでがんばられるわけですね、行政の方は。だから、そこだけよくして、ほかのところが非常に壊れてしまうというの、やっぱりちょっと問題ではないかと思うのです。そういう書きぶりはどこかでできていましたか。浜の部分で、磯とか。例えばレクリエーションにしたって、磯だって重要なわけですよ。だから、やっぱりそこに対しての考慮がちゃんとされているということが、目標のところでも、アウトカムのところでも書かれないと、じゃ、浜をこれだけ生物の多様性で何カ所守ればいいんじゃないかという話になりかねないのじゃないかと思うのですが、いかがでございましょうか。

○先ほど、アウトカム指標としましては砂浜ということでございましたけれども、18ページでございまして、海岸が持つべき美しい環境保全を回復されるものとして、多様なものもあると。砂浜、岩礁、それから干潟と、こういうものが影響しているということはこれまで認識もしてございまして、また、こういうものを守っていかなくちゃだめだということを基本方針には掲げているところでございまして。

ただ、その中で、目標値、定量化という一つのくりをつくるにおいては、フィルターを通過してしまうと、先ほどのような論点で、現時点では砂浜しか残ってきていないということで、砂浜だけを対象に考えているというわけじゃなくて、ほかにも考えてはいきたいのですけど、具体的に数字化できるものとしますと、先ほどのような事情もございまして、砂浜が対象になるということになります。

それから、27ページの各種調査研究の充実のところでございますけれども、これらの藻場、干潟等、また、砂浜を含めていただくと思いますけれども、自然海岸の減少とか、自然生態系への負荷が増大しているの、こういう自然環境に配慮した、整備だけじゃなくて、保全とか、それから管理に関する調査研究も加えていきたいというような、これらは課題にはなりますけれども、やはりここには明記をさせていただいております。

それから、そういうものを進めていく上で、特に必要になるような基礎的な情報等につきましては、24ページの一番下のほうでございまして、蓄積されていないものがございまして、こういうものを、NPOの皆さんとか、環境に関して活動されている方のご協力を得ながら、共有化をすることで、新たなものを、フィルターをかけて、砂浜以外のものが残ってくるような努力はしていきたいという趣旨は、この部分で書かせていただいているつもりではございます。

○1つ質問なのですが、18ページに、「砂浜は、現時点において4,800kmであり」と書いてある、これの根拠というか、これはどういう調査なのでしょう。砂浜という言葉は、ある意味であいまいさを含んでいて、砂浜という中に礫浜が入っているのかどうか。それから、砂浜というときに泥浜が入っているのかどうか。つまり、普通、砂浜というと、一番広い範囲では泥浜も砂浜も礫浜も、岩礁海岸でなければ全部砂浜という定義の仕方があるのです。そういう意味では、普通は砂礫浜という、全体で言うと、私の記憶だと大体9,000キロぐらいあったと思うので、4,800キロという調査結果は、かなりその範囲でも限定されたような、今、ご指摘のあった、若干狭い定義なのかということが1つと、ここのところは、定義はちょっと面

倒くさくて、もう一つ言いますと、干潟という話がありましたけど、干潟の中にも、泥浜干潟ばかりじゃなくて、砂質干潟というのがありますので、そういう意味ではおそらく砂質干潟というのはこの砂浜に入っているのかなという気もして、定義の問題に立ち戻って議論をしないと、若干議論があいまいになってしまうという面があるかと思います。そういう意味を含めて、私は、約9,000キロある砂礫浜について、その浜の幅を広げるという言い方をすれば、干潟も、いわゆる干潟とは普通は言っていないような砂浜ですね、海水浴をするような砂浜も含めて入ってくる可能性があるのではないかということが1点あると思います。

ただ、藻場については、干潮の汀線から50メートルという範囲だと、もちろん藻場も入りますけれども、入らないところも相当多いので、なかなかここを入れるのは厳しいのではないかと私は思います。

○砂浜の定義につきましては、先ほどの資料3-4の3ページのところに、砂浜の定義を、復元・創出された砂浜の延長・面積というところで少し記載をさせていただきましたが、社会通念上の砂浜として、護岸の前にわずかに砂がついている。とにかく、アウトカム指標の、今回の言葉の定義を出させていただいています。この定義を用いまして、各海岸管理者のほうに、数字を挙げてみてください、それを集計した結果として、先ほどのような数字を、5番の後ろに入れましたということとか、それから、最終みたいなものの整備を伴っているということのようです。

この中で、砂浜の定義でございますけれども、世間に言われている砂浜ということでございます、わずかにしか砂がついていないようなものは対象外というような定義で、それぞれ管理者のほうでご判断していただいたものを集めてきた結果、こういう集計結果になったということでもあります。

最後、これに復元、創出というまた別の定義を加えてございますので、少し全体的に、砂浜の質といいますか、性格と、それから定義できるものはどのように把握しているかというあたりについては、少し整理をしてみないと、現時点ではご指摘の関係がどうなっているかということも申し上げられない状況がございます。

一応、集計の仕方、それから調査の仕方につきましては、以上のような方法でやっていこうと思います。

○やり方はわかりましたけど、そうすると余計、まず科学的に考えても、この砂浜という定義があいまいであるし、それからさらに、行政的に事業としてやっていくときにも、若干あいまいな定義になってははいないだろうかという気が私はするわけです。それで、普通、行政の方々がよくお使いになる、私も使わせていただいていますけど、年間160ヘクタールずつ砂礫浜が侵食されていますと言ったときは、これは海岸線の干潮と満潮の間の面積がどれだけ減っているかという、いわば無味乾燥な定義なんで、非常に明確な定義になっていると思うので、その辺の組み合わせをうまく使っていくと、ご指摘があったところに若干答えられるようなことになってくるのではないかという気がしますので、ちょっと工夫がもしできたらお願いをしたいと思います。

○今の、社会通念上の砂浜とって、社会通念というのは、我々から見ても、何が砂浜かよくわからないということはあるのですね。同じことが白砂青松についても言えるわけで、砂はあるけど、松が枯れているのに白砂青松なんか言っていますが、とりあえず切り離すのですけどね。文学的な言葉はなかなか定義しにくいんじゃないですかね。

○多分もうちょっと具体的に言うと、例えば近いところでは、稲毛や幕張や検見川につくった人工砂浜は、あれは砂浜とおそらく言われると思いますけど、葛西臨海公園の砂浜はどうであるか。それから、磐州干潟あたりに行くと、あれは砂質干潟だから干潟だって言われて、砂浜には入っていないかもしれないし、粒径からいえば砂浜だから入っているかもしれないし、かなり担当者によって落ちたり拾われたり

しているのではないかという気がするんです。

それから、もっとすごいのは、有明海の熊本の砂質干潟みたいに、ものすごく広いところがあるんだけど、これが砂質干潟であるがゆえに、砂浜と言われていないかもしれないし、あるいは砂でできているから砂浜だというふうに定義しているかもしれないし、その辺のあいまいさがちょっとあるように私は思います。

○どうぞ。

○お話を伺っていると、結局、アウトカムを数量化して定量化せよというのは公共事業一般に言われていることで、環境に当てはめると、逆に言うと難しさが出てくるのじゃないかなと思うのですが、おそらく今、社会通念上の砂浜とかいう話もございましたし、資料3-4の2ページのところで、海岸が持つべき環境が保全・回復される。下のところに、一般的に言って、良好な環境の場を示すと考えられる代表的な数値目標として砂浜を選んでいらっしゃる。おそらく環境を研究なさっている先生方は、砂浜ではなくて、もっとこれとこれというふうにおっしゃる。それがいわゆるほんとうの環境という考え方から、そうなるんだと思うんです。

でも、ここで出てきている環境の、一般的に言って、良好な環境の場を示すというのは、素人的に考えまして、何となく、社会通念上の砂浜と言っているのもまさにそうだと思うのですが、砂浜があるというのは、一般の人にとってみると、非常に環境がよいという雰囲気が少なくともするという、それをとらえていらっしゃるのかなという感じがして、一般の人にとってみてですね。それが必ずしもほんとうの意味で、客観的に見て、本来の環境的な意味での指標としてすぐれているかというのは、実は別の問題としてあるんじゃないかという感じがするんですね。そこが食い違っているから、すべて社会通念もそうなんですね。

○この前も議論があったのですが、一体だれが判断するのだという問題があるのです。国の計画で一方的に、これが白砂青松だ、これが砂浜だというふうに決めつけるよりも、分権の時代でもありますので、地域の住民が判断すべきだということになると、地域の住民の判断を含めて、海岸管理者が判断するというのはいんじゃないかと私は思っています。海岸の近くに住んでいる人と、たまたま海岸に行って砂浜を利用したり、景色を楽しんだりする人とは見方が違うんです。たまたま行く人は、白砂青松は非常にきれいだといって楽しむのでしょうか。高波が来たらどうすると言うと、そこに住んでいる人は非常に不安に思っているという点があるので、そういう認識のギャップを埋めることをこれから考えていかなきゃならんという話もこの前から出ているのです。そういうギャップがあるので、どっちみち、だれが判断するかというのは、1つの問題になる。この「美しい」という言葉についても、そういう議論が出ているのですね。

○ちょっと補足で。

砂浜の環境の質が低いというんじゃなくて、逆に、砂浜に対してないがしろにされてきたのは、研究が足りなかったから、評価能力や、生態系に対する評価が低いということで、逆に環境的にまだ未知であるというか、そういうことがある。おっしゃったような、イメージ的なものというのは、今回、非常に大事なので、そういう意味で、また資料のつくり方を見直してみるというのはあると思います。

以上です。

○実際に海岸管理者という立場からいかがですか。

○ちょっと、面積とかそういうのは、我々は局地的ですからわかりませんが、海岸というのは山とつながっているわけですね。ですから、山があって、川があって、渚をつくると申しますか、そういう関連で我々は砂浜というのを見ているつもりです。局地的であってもですね。そこで、美しいとか美しくない、この間もちょっとございましたけれども、我々の考え方というのは、多くの市民が感じている美しさというものは持

っているつもりでございます。

ただ、ちょっと横道に逸れますが、この間の6号台風ですね、岩手県は大変被害がございまして、きょうはそれぞれの省庁にお願いに来ているはずで、600億を越す被害があったわけです。ですから、海岸全体の予算ぐらいが1日の災害で被害を受けるということでございまして、そこで、我々市民が一番困っているのは、ごみです。これはこの前も議論されて、大規模漂着のあれも決めていただきました。これもほんとうにボランティアでやっているんです。わずか水産庁とかそういうところからいただいているように聞いておりますが。あの大規模でも、1,000m³という1つの壁があるのです。ですけれども、うちのほうで、全体を足すと1,800m³ぐらいになっているんですけれども、それぞれの漁港とか、今言った我々の砂浜だとか、漁港も県管理と市町村管理がございまして、そういうところを足すと、別々にカウントされまして、大変出費が多いんですよ。そしてまた、海は、川あるいは山からいろいろな肥料をもらっているという、ありがたい、そういう感謝の念も忘れてはけませんけれども、山が荒れ過ぎていると。こういう点から、やはり国全体で山を守るというのでしょうか、そういうことをしていないと、大変な国家的な損失があると思っておりますので、この際、ちょっと砂浜の関係で申し上げたいと思います。

もう一つは、私のところでは、この間の日曜日は、熱海よりは少ないんですが、3万6,000人の海水浴客が来まして、平日でも5,000人から1万人ぐらい来ているのでございまして、そのときに津波が来たらどうするかというのが一番、私は怖いのでございます。それで、平成2年から、夏の最盛期に避難訓練をしております。これは全国でないと思います。チリ地震津波のときとか、あるいは三陸大津波のときの避難訓練はやっておりますが、最盛期にやるということは、イメージダウンになるということで、観光業者から何から反対がございましたけれども、強行してやりましたら、今は市民が全体で、大事なことだと。おいでいただいた方々を安全なところまで避難誘導するというのは、我々の責務である。また、津波避難訓練に参加をしまして、大変いい勉強になったと。孫と一緒に来たけれども、こんな体験をさせてもらってありがたいという。今回も東北大学の先生が学生11人を連れて調査にいらっしやまして、NHKもテレビで放送していただきましたが、我々のところはゼロメートル地帯ですから、避難していても、最終的には津波で追いかけてこになりまして大変なんです。で、国道が間にあるんです。ですから、私はかつて道路局のほうにも、橋をつくってくださいと、国道に。車と人が渋滞になって大変なことになる。その橋の上を少し東京のように高いブリッジにさせていただいて、そこを一時避難場所にしてくださいと、そういうCCZのときも提言したことがございます。

ですから、今言ったように、海岸だけでは、きょう、アウトカム、いろいろなことをやっていますけれども、私は、海岸だけでは、地方としては、責任感ということから見ますと、少しあれだなと。もっと大きな視点で政策というものは考えていただかないと、政治というものは考えていかないと、そして国民の負担というものを考えていただかないといかんなど。所感を含めて、ちょっと申し上げておきたいと思えます。

○ご意見がございましたらどうぞ。

○私も干潟はもう少し注視してほしいとは思っていますけれども、今、この砂浜を中心に考えていくということは、砂浜づくりということですね。養浜の場合は、ある程度、方法というか、そのつくり方も、形になっているから数字が出てきやすいだろうし、仕事もしやすいだろうという要素があるのじゃないかなということをやっているのですね。干潟の場合、特に平地の本格的な干潟ですね。砂さえ置けばいいとか、泥さえ置けばいいということじゃなくて、本格的に、今、環境的に生きているような干潟を実際につくっていくというようなことになったときに、かなり難しい問題があるのだらうなと思うのです。その辺の研究も含めて、実際にはやっていかなきゃ。いわゆる干潟が単なる水質の上から役立っているとか、生物多様性が何とかというような話でとどまっていたら何の意味もない。実際に干潟をどうつくっていくかが今

の課題になってきていると思うのです、実際は、こういう席では、それがほんとうは問題になってくるんじゃないかなと思うのですが、そういう点では、ぜひ、今後の課題であるというよりは、もう少し踏み込んだような形をちょっと一言入れて、私としては今後の課題でいいけれども、もう少し本格的な意味を持ってこなきゃいけないなという意味での書き込みをしてほしいなという気がします。

○すいません、前回、申し上げたのですけれども、熱海の海岸は極端です。いつか、熱海は土地が狭いからです、海岸を埋め立てまして、テトラポットだらけになったのです。海があつて海がない状態がずっと続いておりました。それで、運輸省の海岸整備事業でまず砂浜を400メートルつくって、今は護岸をつくってもらっているんです。そこはちょっと深いですから、砂浜はできないものですから、護岸をつくって、その前へヨットハーバーをつくって、新しい景観が生まれつつあるのですが、その護岸のところイベント広場をつくってもらいまして、地下を駐車場にして、上をイベント広場にして。そうしましたら、そこで新しいイベントがどんどん生まれているのです。ここ一、二年で。去年から始まって、ついこの間もやっていたのですが、ハワイアンフェスティバルという、フラダンスを踊るグループが全国にはたくさんあるのですね。その人たちを、うちは観光地ですから、宿泊つきで呼びかけたところ、何千人、毎晩来て踊るのですね。私がお人たちの中に入って聞きますと、私たちは普通、東京の学校のグラウンドで踊っていましたとか、それがこのようなところで踊れるとは思ひもありませんでした。海辺ですから。それは砂浜じゃないのですけど、砂浜じゃないほうがいいのですね。ずっと護岸になっていましてね。非常にその護岸も風情のある護岸ですから、そこで、昨日からビール祭りが開催されまして、今日も行くのですけれども、ビール祭りというのがありまして、飲食店の組合の人たちがビールをその海岸でどんどん売って、大勢人が集まってきて、市民と一緒に、宿泊客もどんどん集まってきて、海風に吹かれながらビールを飲むということで。

私がこのようなことを申し上げたいのは、環境という面からいうと、うちは、砂浜じゃなくて、護岸ですけれども、新しい海岸というのは、例えばうちのような場合には、新しいまちづくりの大きな要素になっている。今まで、夏は、熱海は海がないからだめだと言っていたのが、今は夏が一番にぎやかなわけですし、きのうもおとといも、私が海へ行くと、若い男女が水着でみんなまちの中を歩くのですね。夏だけなのですけれども、非常に若い人たちも増えてまいりましたし、そういう意味で、砂浜の重要性はもちろんでありますけれども、そういうまた一風変わった護岸というのがまちづくりに大いに役に立っているということを申し上げておきます。

○今のことに関連しているのですけれども、有明海に面してしている佐賀の場合は、玄海と有明海で、これは全く、先ほど言われた干潟の問題、砂浜の問題ですね。松原も含めてですけれども、両面持っているのです。こういう中で、今言われたように、砂浜というのは非常に利活用というのがしやすいのですね。ところが、干潟の場合は、何キロという干潟ができてしまう。干潟の差が6メートルありますから。だから、全く考え方が違うのですけれども、有明海側になると、どうしても防護が第一になるのです。利活用というのは、ウェートの言ったらぐっと低くなるので、例えば生産の場と、ちょっと近づぐくらいで見ると、そこで遊ぶ場というよりも、そういうものが違うのです。

だから、そういう意味で、例えば有明海のほうだったら干潟の差が6メートルありますから、例えば波だとかいろいろなことを考えていくと、それはもう全然違いますよね。だから、皆さんが見られると、こんな高い堤防をつくってという話ですけれども、ゼロメートル以下、言うならばプラス3メートル、マイナス3メートル、干潟の差があると思ってもらえばいいわけです。

だから、そういう意味では、やっぱりここで私が思うのは、非常に砂浜中心みたいになっているのですけど、そうじゃない、今言われた砂浜、それから砂利、石、岩というような、そういう小さいのから、あるい

は干潟まであるわけで、幅広いわけですけど、そういう意味では、環境利活用というのは、考え方は全く違うと思う。

それから防護の考え方も、有明海みたいなところは、台風がしょっちゅう通過する場所です。だから、今、テトラポットという話がありましたけれども、今、有明海みたいなところは、テトラポットが、結局、波を、言うならば消波する。私は、一番安くて一番効果的なものだと思っております。テトラポットですね。そういうことで、あるのですけれども、やっぱりまず防護をやって、環境なり利活用の話になるわけです。

そうすると、有明海でもやっと進んできたというのは、今、環境の中で出てきた、あるいは生物の中で、塩生植物をやっと今やってもらえるようになってきたのです。だから、そういう意味では、理念にも書いてありますように、地域の特性を生かした、地域とともに歩む海岸、これはやっぱり考えてもらわないと、画一的に物事を考えるようになる。あるいは、1つのものを議論するのじゃなくて、やっぱり幅が広いということ。だから、防護が必要なものは、防護が必要なところをやっていくと。例えば、八代海がああいう形で、ほとんど手をつけない状況で、ある程度のところでいいのじゃないかということで、人の命まで、波でああいう状況も起きますから、ひとつ、そういうこともぜひ考えていただきたいなと思います。

○すいません、ひとつ申し述べたいことがあります。

実は、うちの今の護岸というか、テラスのほうを主に申し上げましたが、砂浜が、またこれがすごい大勢人が泳ぎにくるのです。その砂浜がまちの真ん前にあるのですけれども、これが泳げるといのは、これはうちの汚水の処理が、公共下水道がほとんど完備してまして、ですから汚い水が海へ流れ込まない、これが非常に大きいのです。ですから、川の水、海の水がきれいであるためには、やはりそういう別の面からの、公共下水道の敷設とか、そういうことを進めることも非常に大きいことじゃなかろうかと思えます。一言。

○ですから、海水浴にとっては海水の水質の保全が必要なので、湘南海岸はまだ、きれいではあるのですが、神奈川県海岸でもところによっては泳げないぐらいに大腸菌がたくさんいるところもあるわけです。だから、海は総合的広域的に管理していかなければだめなのです。

○平成元年に、ニースに海岸のほうで視察に行った。ニースの副市長さんという人は国会議員もやっているのです。この女性が話していましたが、ニースでは夏に川の水も下水道で処理してから流すと。川の水も直接流さない、海水浴場に。それぐらい徹底しているのです。平成元年のことですから、それは。

○たくさん、環境系のアウトカムの議論からいろいろ幅が広がっておりまして、アウトカムのところについて、私ども事務局も四者で共同して進んでおりますので、今、明確なことを完全に答え切れるわけではございませんけれども、私ども、きょうこの資料を出したのは、前回ご議論ありましたように、アウトカム指標の評価基準、評価主体はだれだというご指摘をいただきまして、そこは明確に最低限しなければいけないという認識のもとで出しております。

その中で、議論していただきましたように、アウトカム指標ということで、我々は提案しているわけでございまして、特に環境というようなことを私どもとして大きく打ち出してきている以上、アウトカム指標を出したいということで議論してきた。何分にも、いろいろご指摘いただいておりますけれども、事業の關係の資料ということが頭にあるものですから、そういう形で今はしておりますが、ご指摘のように、熟度がそれぞれ指標によって、過去、整備指標として使っていたものを少し切りかえてアウトカムにできたものと、今回新しくトライしているもの。その中で、用語の定義等が不十分なもの、あと、評価主体ということでいけば、地域が美しさを判断するとか、すぐれた景観を判断すると。これは大きな流れは間違いなくその方向だと思うのですけど、じゃ、地域って何だとか、海岸管理者と言ったときには、ほんとうは知事さんなり、

漁港管理者、港湾管理者なりという形になってきちゃうのですが、その人って一体何なのという、決裁でとったのか、厳密に議論すると、うちの内部でも、これはけんけんがくがくいたしましたけれども、実際、こういう形で集めた以上、この数値はこういう根拠だというのはそのまま出そうと。

ただ、確かにこういう熟度の差がございます。これからがちょっと私の意見というのでしょうか、事務局をあずかっている一部の意見ということで申し上げますけれども、熟度が違うのは事実でございますので、ちょっとこの辺を事務局の中でもう一度整理いたしまして、熟度の違いというのがわかるような形なり、同じレベルでアウトカム指標として出していないか、熟度の違いというのをわかるような形で、ご意見を聞くとか、その辺は少し整理していきたいと。まだまだこんなところだということをもっと明確にわかるようにしていただいて進めれば、いろいろな誤解なりもなく、またご意見もたくさんいただけるんじゃないかなと思ったりしておりますので、ちょっとその辺をあずからせていただきたいなと思うのですが、いかがでしょうか。

○今、報告書の進め方の案について全体の議論をしておいて、まずアウトカムのほうを少しお話したほうがよろしいですか。どうでしょうか。全体の話でもよろしいのですか。それとも。

○最終的にはぼつぼつまとめが必要になりますが、いずれもう一遍全体をふりかえってやりたいと思います。

○そうですか。

○だんだん集約の方向に向かいつつあるわけですから、全体という話でも結構だと思うのですよね。

○そうですか。でも、アウトカムの話で申し上げますと、資料3-2の10ページ目のところで、いろいろ文章が書かれていて、それで、11ページ目のところに、実際にアウトカム指標がある。これは環境の話ではなくて、今まで海岸で一番おやりになってきた、津波等の災害の問題が書いてあるわけですが、まず、長期目標がゼロというのは、これは何かで決まっているのかどうかという、これがまず質問です。

例えばアウトカムの2番目のところで、既存施設の機能が不十分なため、危険度が残る人口・面積。危険度が残るといえるのは、もちろん世の中で危険がゼロということはありませんが、危険度を変えれば幾らでも数値目標は変わるわけですね。ですから、その下もそうですけれども、津波等に備える時間が不十分な地区といっても、この不十分なという意味が大変悩ましいところだと思うのです。

ちょっとこれを拝見すると、実はその次のページ、例えばハザードマップがあるかないか。13ページ目。これは、あるかないかですので明確だと思うのですが、その次、15ページの侵食海岸のところですね。防護が完了していないという定義でも同じことが言えまして、例えば17ページのところに、耐震化が不十分な施設に防護されている人口、ここら辺が、長期目標で今非常に問題になっているのは、長期目標にしても、中期目標にしても、ある意味で同じなのですけれども、要するに目標値がどんどん変わってしまうと。それで、道路の場合は、今ご承知のような議論がされているわけです。それで、もともとこのゼロという目標自体が適切かどうかということと、それから、アウトカム指標自体の定義のあいまいさというのはきわめて大きいわけで、これでもし議論すると、要するにこれは幾らでも増える可能性もあり得るということで、そこら辺がちょっと私の現状認識とは違うのですが、まずゼロがどうかということと、今の不十分というような定義がどうかということです。

それから、何万人とかいろいろ書いてございますけれども、ご承知のように、日本の人口はどんどん減ってきていて、人口で、もしかすると、一体どの時点での人口なのかというようなことも非常に問題になります。中期目標ですから、5年なり7年ということで今回お出しになっているのかもしれないけれども、実際にアウトカムとしてこれを外に出されるとすると、あまりそういうことが明確に定義されていないような気がするのですが、いかがでしょうか。

○先ほど言葉の定義のほうにつきましては、資料の3-4の3ページ、先ほどの定義の一覧表でござい

ます。例えば高潮・津波に対しまして、一定の水準の安全性。一定の水準の安全と、この定義につきましては、それぞれのところで計画の規模が守られるかどうかという定義をさせていただいています。

それから、既存の施設では機能が不十分などというような部分につきましては、堤防の高さは、計画に対して描くかどうかというような形で、言葉はちょっと不十分といいますか、定義のところがはっきりしていませんので、今回、こういうような資料ということで、こういう定義をして調べた結果を数値化しているというところがございます。

今回の委員会の資料としてご提出させていただいていますので、これを、パブリックコメントのときには、当然わかるような形で、示したいと思っているところです。

○じゃ、これで書いてあるということで、非常によろしいと思うのですが、例えば計画値自体をどう決めるかという話になりますね。そうすると、例えば津波・高潮の確率頻度をどう抑えるかという話になってきてまして、結局のところ、きわめて難しい問題が実は自然科学的にもおありなんじゃないかと思うのですけれども。

○その点については、計画の目標値でございますので、各海岸管理者と、それぞれ地域の合意を得るといいますか、その地域の状況の中で計画を定めていくというもので、手続ののっとなって決めるわけでございます。ですから、それは勝手な手続で決めるわけじゃなく、決める場合は、手続の中で、こういう数字になるということです。それは、それぞれの地域地域によって決まってきたものですから、それが達成するかどうかというのは、先ほどの議論もありましたけれども、地域の主体性も含めて提言させていただいております。

それから、特に安全に関するものに関しましては、どこで減っているというわけでもないのですが、最終的には危険をなくすというのが究極の目標だということで、今回のことについては、長期目標を、安全に関するものについては、あくまで危険性が残っているものについてはゼロにするということで提案させていただいたというところがございます。

○まあ、ちょっと、これは意見が違うかもしれないけど、しかし、ゼロということは絶対にあり得ないし、それで、私は、やっぱり、公共外へお出しますときに、そういう責任がとれないことを言うのは非常に問題だと思うのですよ。ある確率でこうだということがわかった上で、それを満足するのがゼロだと考えるというのであればいいのですけれども。

それからもう1点、非常に重要なのですが、今の費用対効果の考え方も含めまして、要するにゼロにするには無限に近いお金がかかるわけですよ。だから、それが目標値に書かれるということは、財源の裏づけの問題とも非常に関係していて、できないことを書いているということにもなりかねないので、各自治体が決めればいいということであれば、それはもう結構なのですが、各自治体が全部自分の財源でやるのだっただけいいのですけれども、国のお金が入るわけですね、何らかの形で。それで、今ここで議論しているのは、国全体の議論をしようとしているわけですね。そうすると、ある地域は非常に手厚くなって、要するに目標値だけ高ければ、そこは達成度が低いのでたくさんやらなければいけないという、ちょっと言い方はまずいのですけれども、そういうことにもなりかねないわけです。

ですから、多分これは、ちゃんと詰めていくと非常に大きな問題が、これは委員長がご専門のところだと思うけど、財源の問題とかも含めて、本来はできない話がまたここに書かれちゃって、今、地域計画に対する世の中の批判というのは、実はそういうところに非常にあるわけです。目標値がそもそもおかしいんじゃないかという議論がされているわけですよ。だから、そういう意味で言うと、これをそのままお出しになっちゃうと、どれだけしたいということはまだいいのですが、しかし、ゼロとか、あるいは各自治体、各管理者によって水準が違うものを、全部合わせてどれだけ達成しようかというのは、これはなかなか一概

に言えないのじゃないかという気がいたします。

これは私の個人的な意見ですけれども、目標の設定自体が、ある程度実現可能だということを考えた上で目標を考えるべきであろう。ということであるとすれば、やはりそういうことに対しての広い意味での費用対効果を考えた上で書かれないと、この中期目標自体が、どういう根拠で出てきたのかということをお問われたときに、もちろん感覚的に安全になるのは、みんないいに決まっているわけですが、それに対してどれだけ国民が負担をするのかということが抜け落ちる可能性が非常にあるのじゃないかという気がしますけれども、いかがでしょうか。

○財政的な制約のもと、どういう負担を現時点で容認するかということです。中期目標の中では、数字を決めている段階でいろいろ議論もあるものだと思います。

長期目標のことは、先ほど一番初めに申し上げましたけど、長期計画というものがあるって、その目標値であるという政策根拠ではなくて、目指すべきゴールと言いますか、安全でないところが残っているのかと言われますと、やはりそうじゃなく、すべからず危険性を排除するというのが目標という意味で、長期的な目標として、やっぱりゼロを目指していくという意味で書いているところでございます。

○ちょっとすいません。長期目標ゼロの話は、あくまでも計画規模が前提になります。だから、計画規模で守られるのですから、どんなことがあっても安全ですということではございません。それが前提でございませぬ。

それと、長期目標の達成手法ですけれども、これにつきましては、ほかの委員からご指摘いただいていますけど、まず、土地利用のソフト的な対策。ハザードマップ的なものとはちょっと違いますけれども、土地利用の話とか、今回ご提案いただきます保険みたいな制度の話。保険だと、そこに人が住んでいて、被害は保険でしょうから、土地利用的なものでしょうかね。そんな手法もあわせてのゼロだと思うのです。ちょっとその辺が。

○ですから、保険の話はまさにそうで、ある程度それで保証されれば、限りなくゼロに。もちろん、そのときの被害で、困ったということはあるわけですが、ですから、今言われたことが、それがこの定義をよく読めばいいということですかね。つまり、これ、国民がそこまでわかるとは到底思えないのですけど。今、言われたのは、そのとおりに思うのだけど、そういうのが伝わるのでしょうかね。ここに書きゃうと、そういう意味では、計画目標値は自治体なり管理者がこうやって決めた。それはほんとうのゼロではなくて、ある外力に対して、こういう確率でやったという、そういう説明はできますよね。しかし、その確率をどうやって決めたかという、そもそもになっちゃうと、場所によっては、伊勢湾台風並みも来ても大丈夫だという、確率論が入っていないような議論まで実はあるわけですよ。だから、そういうところまでとことん行くと、なかなか難しく、向上させるということは非常によくわかるのですが、何かどこかで、そういうエクスキューズという、ちょっと私が言うのも変なものですけれども、何らかの形で、できる限りいいほうにはしたいけれども、現実にはできないものがあるぞということも書いておかないといけないのじゃないかという気がするのですね。

○初めからその議論はあるので、目標数値は、当該行政庁として、国民に約束をする意味を持つのか、あるいはガイドラインにすぎないかということです。少しでも安全じゃないところが残るとことは言いたくないということだとすると、これは努力目標ということになるのでしょうかね。努力目標は努力目標ということで、いずれまた見直して変えればいいと思うのですが、どうですかね。

○これはおっしゃるように、ちょっと無理があると思うのですね。国民の生命、財産を守ることに対して、この紙ですと、ハードだけでもって100%守ると言い切っているわけですよ。これはあり得ないことです。絶対にあり得ない。2つの意味であり得ないことでして、それはハードとソフトとあわせておくという

ことがまず前提になります。生命、財産を守るということについてはですね。じゃ、ハードとソフトをあわせると、ソフトという意味は、例えば逃げるとかという意味も含めてですよ。ハードとソフトとあわせて、100%守るといふことがあり得るかといふと、これもあり得ないことなのです。そういう意味で、おっしゃるような、事務的にはいろいろ思いはあると思うのですが、客観的に言いますと、これについて、そういう大きな疑問を与えたいと思いますので、ちょっとこれは工夫する必要があると思います。要は、自然災害を相手に、100%といふことはあり得ないです。

それから、人命ということになってまいりますと、いろいろ難しい議論がありますから、ちょっとその点は頭の整理上横に置いて考えますと、じゃ、資産を持っていることを考えてみますと、10の資産を守るために12の投資をするといふこともあり得ないことなのです。自然災害というのを相手にしますと、これ全部対象にするといふことになりまして、これはもう際限のない話になりまして、そこにおのずから必ず限界というのがあるのです。いろいろな意味で、ちょっとここには誤解の要素があると思います。だから、工夫することになると思います。

○そういうことは、ここにいらっしゃる方は皆さんおわかりになっていますが、パブリックコメントにかけるときに、どれだけ一般の方が理解されてレスポンスしてもらえるかといふことになってくるわけです。だから、その説明は、よほどうまくやっておかないと、食い違いが出かねませんね。

どうでしょう、まだご意見があると思いますが、どうしますか、一応パブリックコメントの説明を伺って、また時間があれば戻って、ご意見をいただけますか。

それでは、お願いします。

○先ほどのご議論等を踏まえまして、本文が中心になりますけれども、こういう形でパブリックコメントをかけていきたいといひますか、少しデモンストレーションをしたいと、含めて議論をしていただきたいと思ひます。

パブリックコメントのやり方としまして、各省庁のホームページのほうに、こういう形のものをパブリックコメントの場所に掲載して、これがスタートになります。

クリックしますと、これは現時点で考えているものでありますが、関係書類のものが行われまして、お手元にもペーパーがございますが、募集要領という形になっております。

中身でございますけど、きょうご説明させていただきました資料ですか、本文の資料をベースにしまして、言葉の定義、限界性、それぞれの海岸とか、保全とか、限定的なことも含めてなんですけれども、いろいろな定義をこの中に入れていふと。

それから、関係するものとして、従来説明してまいりました第1回、第2回の資料等をさらに見られるような形にしています。

「はじめに」のほうをクリックいたしますと、きょうの本文の「はじめに」のところが出てまいります。特にこの中で、中期計画の必要性につきましては、これは第2回の検討会資料の中で、2.2というところがこの説明資料になっているわけでございますが、これとリンクを張っております、具体的に説明をさせていただきましたように、長期計画の位置づけ、フィードバックを含めてやっていきますといふ、資料2のところで報告しております。

また、新しい今回の長期計画のつくり方につきましては、内容のポイントとか、策定を進める上でのポイントといふことで書いてあります。説明させていただきました、こういう資料にまとめることができるといふようなやり方のものを、それぞれまた閲覧しまして、従来の経緯もわかるようにして、資料の説明をしていきたいと考えております。

同じように、第4章のほうでございますけれども、留意事項につきましては、きょうご説明させていただきます

ました説明資料が、そのまま出てくるような。

それから、文章の中で、ハード・ソフト一体となった防災体制の確立というようなことにつきましては、本日の議論の中で、そういうような構成で、少し階層的にもわかるように、パブリックコメントの構成を考えていきたいというふうに考えています。

それから、最後のほうに具体的な、それぞれの議事録のほうに求めるようなものということで、ここではリンクを張っている資料もお示していきたいということでもあります。

それから、画面上だけじゃなくて、文章として入手する場合について、これから直接ダウンロードするときのものとして、ダウンロード用の、本日、中間とりまとめというところに入れております。

それから、窓口での入手、それから郵送でご利用になるについても、郵送でそれを取得できるのです。そういうものを考えてございます。

ご意見の送付の方法でございますが、郵送の場合、それからファックスの場合、電子メールの場合をそれぞれ考えているところでございます。

それから、意見の募集期間でございますけれども、できるだけ早い段階で、最終的なパブリックコメントをつくりまして、ここ1カ月ぐらいの期間がパブリックコメントの期間に充てたいということになると思います。

それから、パブリックコメントの意見の募集ということですが、今後の方向でございますけれども、こういうようなホームページの掲載のほか、各関係機関、各団体、各市町村等にもご協力いただきながら、情報をまとめる運動をしているということで、進めてまいりたいと考えているところでございます。

それから、定義のほうでございますけど、お手元にお配りしてございますけれども、先ほどの海岸は、一般的に皆さん方が考えている海岸と、今回使っている海岸の定義の違いとか、それから、海岸事業の範疇の中に、まだいろいろな定義というのがございます。

まず具体的に、それぞれの施設名。法律的な用語等も入ってまいりますので、こういうものがわかるような用語定義表をこの中に入れまして、わかりやすいような形で、皆さん方のご意見を多くいただけるような形でのパブリックコメントを、というふうに考えてございます。

以上です。

○はい、どうもありがとうございました。何かご質問ございますか。

これちょっと、本体に関係ないんですけど、ある意味、見ていると、職業とか住所まで書かせるわけですね。これ、一応書かせるのはいいとして、その結果、残したりすると、例の防衛庁みたいな問題が起こるのじゃない？ 将来、そういった問題は、やっぱり廃棄するようにしないといけないのじゃないでしょうか。ほんとうに、こういう問題については、ボランティアの方でもいろいろな方がいらっしゃるわけでしょう。そういう職業まで全部把握して、リストをつくって、上から流したりすると、多分問題は起こってきますから。

○とりあえず、ご意見の集計といいますか、分析も必要になってまいりますと、どういう方々の中でこういうご意見があるというところもございまして、そういう点も含めて、性別とか、年齢とか、そういうものは必要かなと思っております。

○それは必要でしょうね。

○職業はその1つかなという形で考えてございましたけれども、ご指摘いただいている部分もございまして、どこまでいただくかということは考えさせていただきたいと思っております。また、いただいた資料、それしか使わないわけではございませんので、それ以外に転用することもございませぬので、管理についても十分留意します。

○でも、そういうこともちゃんとしっかり書いておかないと、プライバシー保護がやかましい時代ですから。

○わかりました。その点は加えさせていただきたいと思っています。

○これずっと議論になったのですが、これが用語集だと、用語集を読むだけの解説というのをつけないと、これはなかなか厳しいと思うのですね。それで、確かにこの資料中の一つ一つの言葉が、行政がおつくりになると、法律の人とかが入って、定めた定義があるというのは私もわかるんですけど、これは多分行政機関の方でも結構理解が難しいと思うんですよ、今回の資料全体について。そのあたりについては、確かに、行政がつくるのだから、あやふやな定義ができないというのはわかるんですが、何かその打開策というのはありますか。海岸の定義で、公共海岸って書いてあって、公共の用に供されているとか、いろいろ書いてあるのですが、そこはもうやりようがないですかね、この期間だと。長期的には、海岸の説明をする本をつくるとか、そういうのはあると思うのですよ。だけど、あまりに今回の資料は難しいので、いかがですか、先生方も含めてご意見をいただければと思うのですけど。

○それはおっしゃるとおりです。全体としては漢字が多過ぎるでしょう。公共の用に供するというのは我々はわかります。しかし、一般の人が見てもこういう文章を見ただけで、うんざりして、答えを書く気になれないということにならないでしょうか。それをいかにわかりやすくするかも、私は説明責任の一環だと思うのです。

それから、自治体は住民の方々にはわかりやすく伝えるように努力しているので、それを参考にする必要があるものと思えます。忠実に伝えるということも必要なのですが、わかりやすく伝えるということも考えないと、誤解されたり、とんでもない意見が出てきたりしますからね。

○この文につきまして、作成当初で、特にアウトカムとの関係で、定義のところは、正確にうまくやっておかないと、やっぱり誤解が生じる部分があるというようなことで、並行してやっていたものですから、特にそちらのほうに軸足を置いて、この定義をしっかりとってしまったという。その結果が、非常にかたくてわかりにくい文章になっているという原因になっているかと思えますけれども、一方で、わかりやすいというのにも必要だというのは認識してございますので、そういう面を含めて、かといって、正確性をあいまいにしまうと、また本文のほうの解釈がぶれるということになっていけなものですから、どこまでできるかというあたりは、もう一度検討させていただきたいと思います。

○割合、階層をつくらしていただいて、努力されているのは非常によくわかりますのであれなんですけど、ちょっと今のお話も関係して、パブリックコメントはほとんど機能していないという議論が今一般にされているのですね。それはどういう意味かという、ある特定の団体の方が回答するか、全くほとんどリスポンスがないから。多分、今回わざわざおやりになるのは、今、言われたのは、非常に私は重要だと思うのだけど、むしろやっぱり、なるべく多様な意見を、どういう意見でもいいからとにかく出してもらうというところがポイントなので、正確性というのをまさに言われたのだけれども、1ページ目とかはすごくわかりやすくして、階層の深いところにきちとした、例えば本文を載せるとかというようにされないと、利害関係者はもちろんお答えになると思いますけれども、多分パブリックコメントの本来の趣旨から外れていて、それで、今、言われたけれども、要するに説明すること自体がうまいかどうか重要だということは今問われているわけですね。それがこのままだと、非常にマイナスな言い方で恐縮ですけども、悲惨な状況で終わってしまうと、せっかくおやりになっても、もったいないので、お考えいただきたいと思うのです。

私の提案は、決して私が言っていることが別にあれだとは思いません。この委員会でもいろいろ議論が出ているわけで、例えば論点というのを、議事録とリンクさせて、こういう発言と。だから、どこに論点があるとかいうのを、もうちょっと階層でもわかるようにしていただく。さっき、どこかをクリックすると次に入

るようになりましたね。あれは非常にいいと思うのですが、ああいう形で、そこに仮に複数の意見があるのだったら、それが議事録まで戻れるとか、そういうことをしていただいたほうがいいのじゃないかと思うのです。そうじゃないと、せっかくやっても、この議論が全然生きないのじゃないか。私は別に美しさについての議論を、哲学的な議論と言われましたけど、あまりそういうのをやってもしょうがないというのは、そのとおり、よくわかるのですが、何かそういう点をはっきりと示して、何が論点かということ国民に示すこと自体が非常に重要になっているのじゃないかと思うので、それを1ページにまとめるよりも、階層構造で、深くしていただいて、仮にそれについて意見がたくさん出ても、最終的に決めるのはパブリックコメントで、もちろんそこに意思決定としての拘束力があるわけではないと思いますので、それはむしろ多様な意見が出ることを是とするような、そういうことに今回はこれを変えられると、むしろ海岸というのが非常に意味があるということになるのじゃないでしょうか。せっかくですから、せっかくいろいろなところが全部横並びでやっているのを超えて、これだけ4省庁で違い、先ほどの定義の問題も、非常に難しいということが逆にわかるようになっていくようになったほうがいいのではないかと思います。

以上でございます。

○ひとつよろしいですか。簡単なことで。

○はい。

○全くの思いつきなのですけれども、アウトカム指標ということで、随分数値にとられているのでわかりにくいというようなことがあるように感じて。今、海岸保全基本計画を各沿岸でつくっていると思いますけど、その代表的なわかりやすいやつをここに埋め込んでおくと、比較的海岸をどうしたいのかというイメージがわかって、その中には防護水準も必ず書き込まれているはずなのですね。外力をどうするか、どれだけのことをやりたいか、砂浜もどこにつくりたいか、そういう測地的なだけに、一般の人が見てわかりやすい情報になるのではないかと思います。ただ、ちょっと今、進行中のものばかりだと思しますので、借りられるかどうかは問題だとは思いますが。

○それぞれの意見が重ねられたところで、安全保全という観点からひとこと申し添えておきます。特に教育の観点に絞って言えば、海岸(浜)の捕らえ方、考え方は多様になってきており、とくに海洋レジャー・スポーツの数は減ることをしらず増加しております。それらの安全システムを構築するべく、ライフセービングシステムはそれを支える存在として、いまや行政・警察・消防・海保などと連携して、合同救助訓練なども始っています。

そのような中で、文部科学省などは2002年に新学習指導要領にて水辺活動を推進する旨、今日までの野外教育を山系から水系への期待も高まってきています。諸外国でのライフセービングにみられるように、安全教育を環境や福祉、そしてスポーツ活動を通じて生命教育を教授しているフィールドは海岸です。また、同省は中央教育審議会にて青少年の奉仕・体験活動を社会や地域とのかかわりが実感でき、青少年の人格形成にも大きく寄与する新たな公共のための活動との動きがある。つまり、その体験活動の場が海岸であることは望まれ、海洋教育としてのフィールドが新たに見直されることになる日は近い。つまり、教育の場としての海岸、ハードづくりも大切に議論されなければならないと思います。

○教育の話はあまり出ませんでしたけど、その他、生物の観察とか、いろいろな目的に砂浜は活用できると思うのですが、ここには教育関係者がいらっしやらないものであまり議論になりませんでした。しかし、当然それはあると思います。

○大変失礼しました。

○関係省庁と連携をとりながらというふうになっていますから、ここに参加されていない省庁とも調整や

連絡をとっていただきたいと思います。

大体時間になりましたが、いかがでしょうか。どうしてももう一言という方がいらっしゃれば、なるべく短くお願いします。

○文化の話で、26ページのところで、加えていただければという視点なのですから、伝統文化だけじゃなくて、生活文化というのもあると思うのです。それで、沖縄とか湘南の自治体の方とお話するとき、やっぱりそこに住むということ、多分熱海もそうだと思うんですけど、海辺に住むということ自体が一つのライフスタイルであるとか、何かそういった、海の近くにいたいというような、そういう一つの文化をつくっていると思うんです。だから、文化の形成というふうにありますけれども、そういった中に、生活文化という言葉の視点を入れていただきたいのと、文化の保存というか、今あるそういった状態を残すというような、保護とか保存という言葉だとちょっとまずいかもしれないんですが、それをちょっと考えていただけたらと思っています。

それから、資料の中で、先ほど海亀の稚亀の放流がありましたけれども、そういうのも人によっていろいろなお考えがあって、それも1つの文化なのだと思うのです。だから、科学的にどうだという議論とはまた別に、稚亀を教育のために放流したいという方が多いのも1つの文化でしょうし、お酒を飲ませて返すというの、それも伝統文化です。何かそういった部分で、さっき、一般の人が思う部分の浜という概念と、それから自然科学とか、あるいは施設の技術が思う、もうちょっと理学的なものと違うとの話が出ましたが、政策的にはその調整を図っていくということになるのかなと思います。

以上でございます。

○では、時間が過ぎましたので、今日の議論はこれまでにしたいと思います。きょうも時間が足りないぐらいいろいろなご意見が出ました。その中には、当然取り入れることができるものもあるのですが、これはちょっと難しいな、そう言われてもなかなか考えようがないなというものもあると思うので、そこら辺はひとつ事務局でお考えいただいて、最終的にはまた私が判断したいと思っています。

きょうは、委員の皆様におかれましては、非常に長時間にわたりまして、ご熱心なご議論をありがとうございました。

それでは、進行を事務局のほうにお返ししますので、よろしく申し上げます。

○委員の皆様におかれましては、ほんとうに長時間ありがとうございました。

閉会に先立ちまして、幹事省よりごあいさつ申し上げます。

○時間も過ぎておりますので、できるだけ手短かに申し上げます。

今、本省の中でやっている論点で、若干まずご報告を申し上げたいのですが、8月の下旬に経済財政諮問会議が開かれることになっておりまして、その中では、制度、政策改革について集中審議が行われると、こういうことになっています。

それに先立ちまして、実は7月17日に総理から関係大臣に指示がございまして、規制改革、地方独立、省庁間の重複の排除等々、共通項目だけではなくて、国土交通大臣には長期計画のあり方の見直しということについて具体の指示がなされております。

実はその前日に大臣のほうから私どもに指示がございまして、今年は省庁統合のメリット、統合の実を上げるとした、こういう点について皆さん十分に心していただきたい、このような話がございました。その中で、5箇年計画についても、もともとこの5カ年計画というのは、海岸法の場合には特別法はなかったと思いますが、多くの法律は、緊急措置法という、随分時間のたった法律に基づいておりまして、そういった緊急措置という点から、この事業の集中化とか、重点化とか、そういった点に重きを置いて見直すべきじゃないかというような、大臣から指示が出されております。

私たちも、公共事業というものについていろいろなことを言われておりますが、これが財政出動とかいう形で予算に縛られるということについて、必ずしも私たちは良しとしているものではございませんで、こういう時期にこそ、まさに計画的にきちっと長期的な視点に立って進められるべきだと、このように考えております。

私は、本日の議論をいろいろ伺っておりまして、3年か4年前になりますが、河川計画課長をしていたころに、海岸法の改正について、皆様方にいろいろご相談いたしまして、その法律がちょうどできる直前でございました。その法律改正がもくろんだ柱の1つとして、本日も大変議論になりました環境ですとか、利用という点を位置づける、はてまた、きょうの議論で、最終段階では、環境について、教育というようなお話もございました。これも、環境教育という面だけでなく、人間教育というような話もきょうは出てまいりました。

もう一つの柱でございました、基本方針をちゃんと示すということについては、これも既に示されているというようなことで、ほんの数年の間にそういったことがどんどん進んできておりまして、私自身、いわば浦島太郎のような心境でございました。

きょうは、まだまだいろいろご意見が出て、ご不満な点もあったかと存じますが、一応の中間とりまとめのようなものを示していただき、さらにそれについてご意見をいただきましたので、ぜひこれをもとに、私たちは大臣のほうから長期計画のあり方の見直しについて指示を受けておりますので、こういったことを踏まえながら、計画の中に反映させていきたいと思っております。いずれまた最終的な案が出てきた段階で、皆様方にまたご相談することになると思いますが、よろしくお願ひしたいと思います。

それから、議事の中で、私、先ほど若干飛び込みで発言させていただいて、長期目標のゼロ云々という前提について申し上げましたが、事務方としては、多分正しく説明を補足すれば、そういった考え方もあろうかと存じます。ただ、ご指摘のように、このままの姿では、いかにも誤解を生じますので、これについては手直しをさせていただきたいと、こういうふうに申し上げたつもりでございます。

いずれにしても、きょうは、大変たくさんのご意見をいただきましてありがとうございます。今後とも、関係省庁と十分連絡をとりながら、立派な政策目標を立てて海岸事業を進めてまいりたいと考えておりますので、今後ともよろしくご指導のほどをお願い申し上げます。ありがとうございました。

○パブリックコメントの実施につきましては、たくさんのご意見をいただきましたので、ちょっと整理をさせていただくと、進め方そのものの構成みたいなどころからもご意見をいただいておりますので、再構築させていただきます。策定時期が少しおくれるかもしれませんが、また委員長にご相談しながら進めていきたいと思っております。

また、議事録の取り扱いにつきましては、前回同様、皆様に見ていただいた後、発言者の名前を消して公表していきますので、またよろしくご協力のほどをお願いいたします。

それと、今、申し上げましたけれども、パブリックコメントをいただいた後に整理いたしましたのを受けまして、その整理等がございますので、多分秋口になろうかと思っております。そういうところでまた皆さん方にいろいろとご指導いただきたいと思っております。

本日はどうもありがとうございました。これで終了いたします。

— 了 —